

御意見及び御意見に対する考え方

意見提出者	御意見	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
電子認証局会議	<p>今回の改正案で、利用者の真偽の確認書類として「主務大臣が告示で定める書類」が追加され、「5つの士業名簿の写し」が告示で定められたことについて賛同します。</p> <p>この5つの士業は、公的な電子申請手続きを担う主要な利用者であり、認定認証業務の電子証明書の発行に際しては、従来から各士業団体の士業名簿に基づき資格確認を行った上で発行しておりました。今回の改正で、「士業名簿の写し」が利用者の真偽確認書類として認められることにより、「住民票の写し」の提出が不要となり利用者や登録局における負荷軽減が期待でき、電子証明書、及び、電子申請の普及促進に寄与できると考えます。</p>	<p>今般の改正に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし (賛成意見のため)</p>
特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会	<p>①今回の改正により、証明書発行のための本人確認手続きにおいて、士業名簿を利用者の真偽確認に用いることで、利用者電子証明書の発行が行えることとなり、利用者の利便性が改善され、電子証明書のより一層の普及促進に有益な施策であると考えます。</p> <p>②告示では5つの士業について定められておりますが、今後も利用者の真偽確認に利用可能で、かつ、法令により作成根拠が定められた書類を持つ士業等の組織が電子証明書の利用を企図する際には、主務大臣の告示に速やかに反映して、普及を促進いただけるようお願い致します。</p> <p>③今回主務省殿より発出された「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の改正案等の概要」に示されている利用者の真偽確認に利用可能な書類に対する要件(ア～ウ)につきましては、新たな電子証明書利用者の拡大につながる重要な考え方ですので、明文化して残していただくことを希望いたします。</p>	<p>①今般の改正に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>②今般の改正後に、必要性を勘案して主務大臣が告示する際の参考にさせていただきます。</p> <p>③利用者の真偽の確認に利用可能な資料の要件については、今後の電子署名の利用の推移等に応じて見直されるべきものではありませんが、今後の参考として承ります。</p>	<p>なし (賛成意見のため)</p>